

ID: 202

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町下水道条例 第26条第2項		
例規番号	平成10年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第26条第2項及び第3項の規定による。 (占用)</p> <p>第26条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、下水道規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>(1) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的 (2) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間 (3) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所 (4) 占用物件の構造 (5) 工事実施の方法 (6) 工事の期間 (7) 公共下水道の復旧の方法</p> <p>2 町長は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。</p> <p>3 前項の占用料の額及び徴収については、柴田町道路占用料条例(昭和61年柴田町条例第8号)の規定を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日